

令和2年 町県民税申告

申告予定者数を考慮して地区ごとの相談日を設定しています。ご都合が悪い場合は対象地区以外の日程でも申告できますが、なるべく地区ごとの日程にご協力願います。また、終期になると大変混み合いますので、お早めにお越し下さい。

■申告受付時間

| | |
|----|-------------|
| 午前 | 9:00～11:00 |
| 午後 | 13:30～16:00 |

■地区ごとの申告受付日程表

| 期日 | 受付地区 | 会場 |
|-------|--------------|-----------|
| 2月17日 | 月 宇江城、比屋定、阿嘉 | 仲里庁舎(終日) |
| 2月18日 | 火 真謝 | |
| 2月19日 | 水 宇根、真泊、泊、奥武 | |
| 2月20日 | 木 謝名堂、比嘉 | |
| 2月21日 | 金 真我里、イーフ | |
| 2月25日 | 火 銭田、島尻 | |
| 2月26日 | 水 山城、儀間 | |
| 2月27日 | 木 儀間 | 具志川庁舎(終日) |
| 2月28日 | 金 嘉手苅 | |
| 3月2日 | 月 大田 | |
| 3月3日 | 火 兼城 | |
| 3月4日 | 水 仲泊 | |
| 3月5日 | 木 鳥島、仲泊 | |
| 3月6日 | 金 北原、大原 | |
| 3月9日 | 月 山里、上江洲 | |
| 3月10日 | 火 久間地、西銘 | |
| 3月11日 | 水 仲村渠、具志川、仲地 | |

■地区ごとの受付日に申告できない方

| 期日 | 受付地区 | 会場 |
|-------|------|-----------|
| 2月27日 | 木 | 全地区 具志川庁舎 |
| 2月28日 | 金 | |
| 3月2日 | 月 | |
| 3月12日 | 木 | 全地区 仲里庁舎 |
| 3月13日 | 金 | |
| 3月16日 | 月 | |

終期になると大変混み合いますので、お早めにお越し下さい。

申告に必要なもの

(ア)マイナンバーが確認できるもの ※マイナンバー(個人番号)確認と身元確認を行います。

* マイナンバーカードをお持ちですか?
(個人番号カード)

お持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

お持ちでない方
(①②を持参)

①番号確認書類 マイナンバー通知カード
②身元確認書類 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどのうちいずれか1つ

(イ)印鑑 ※認印可

(ウ)収入・経費を証明できるもの

* 給与所得、公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書など(扶養する家族の分を含む)

* 事業所得(農業、漁業、営業等)の方は収入や必要経費などを確認できる書類

(収支内訳書、領収書、販売証明、購買証明など ※ご持参いただけない場合、申告受付できません。)

(エ)所得から控除する額を確認できるもの

* 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、損害保険料などの領収書または支払証明書

* 医療費控除を受けられる方は、その領収書や補てん金(高額医療、医療保険など)を確認できる書類

* 障害者控除を受けられる方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

* 寄付金税額控除を受けられる方は、寄付金の領収書

沖縄税理士会「申告無料相談会」のお知らせ

複雑な申告を要する方は、税理士による「無料相談会」にお越しいただき申告されるようお願いいたします。

| 期日 | 午前 | 午後 | 場所 |
|-------|---------------|-------------|------|
| 2月17日 | 月 10:00～11:30 | 13:00～16:00 | 仲里庁舎 |
| 2月18日 | 火 9:00～11:30 | | |

【対象者】※必要書類等は北那覇税務署へ事前にご確認ください。

- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 株式や損失等の複雑な申告を要する方
- 消費税の申告をされる方 など

お問い合わせ先：北那覇税務署 ☎877-1324

お願い

- 必要経費や医療費控除の収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などは事前に整理し、計算してお越し下さい。
- 3月17日から5月31日までの期間は新年度課税の準備を行うため、申告相談を中断します。期限内での申告をお願いします。
- 具志川庁舎で申告相談所を開設する期間は、職員が出向いて対応しますので、仲里庁舎での申告は長時間お待ちいただくことがあります。

★マイナンバー記載について

平成28年分の所得申告からマイナンバーの記載が義務付けられています!

- 申告の際にマイナンバー確認と身元確認を行いますので、下記(ア)の書類をご持参下さい。
- 控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーについても記載が必要です。被扶養者の下記(ア)の書類は不要ですが、申告者が被扶養者のマイナンバーを確認し、申告書に記載をお願いします。

のお知らせ

申告は郵送でも
できるよ!

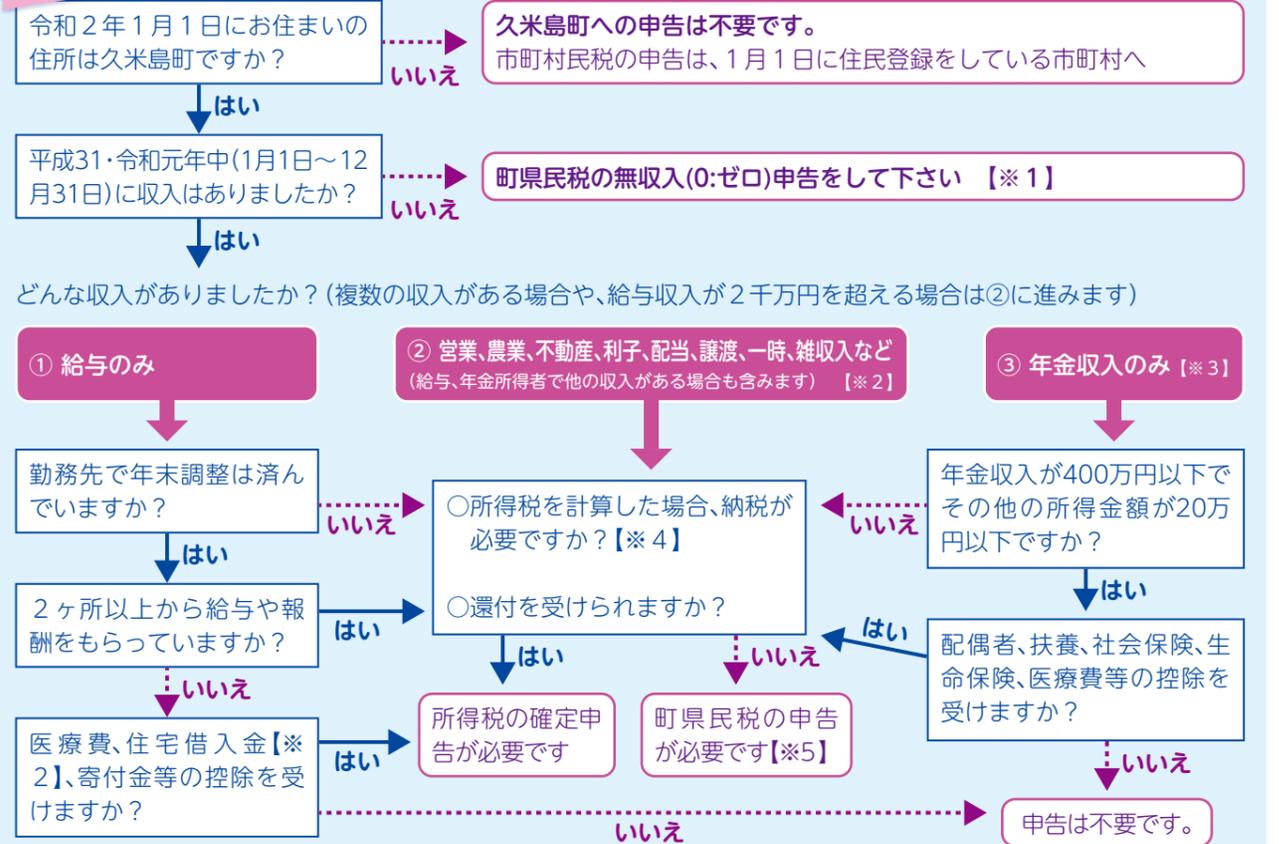


申告期限：2月17日～3月16日まで

令和2年度町県民税を決定するために、前年1年間(令和元年中)の収入について申告していただきます。この申告は、町県民税だけでなく、多くの住民サービスにおいて算定の基礎となり、申告が必要であるのにも関わらず申告しない(未申告)場合、「国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない」「医療費の自己負担が高額となる」「所得証明書が発行できない」「保育料が高い段階になる」など、各種サービスを受ける際に、不利益が生じることがあります。次のチェック表で申告が必要かどうか、確定申告か町県民税の申告かを確認し、3月16日(月)までに申告して下さい。

あなたは申告が必要? 確認してみましょう

スタート!



【※1】無収入(0:ゼロ)申告は、具志川庁舎(総合窓口)でも行えます。ご連絡いただければ申告書を郵送いたします。

【※2】損失や譲渡など複雑な申告を要する方、また住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、沖縄税理士会による「無料相談会」で申告をお願いします。

【※3】障害年金、遺族年金、失業保険等の非課税所得のみの方は、町県民税の申告をしてください。

【※4】所得税の計算ができない方は、申告相談にお越しください。

【※5】年末調整済の給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要です。ただし、町県民税では所得の多少に関わらず、全ての所得を申告する必要があります。(各種サービスを受けるため)

事業主の皆さまへ 給与支払報告書の提出は令和2年1月31日(金)までに(厳守)

平成31・令和元年中に給与等の支払いを行った各事業主(個人及び法人)は給与支払報告書を上記提出期限までに提出してください。提出の際は、収入金額、控除金額及び控除対象扶養親族の記入誤りや、前職分の支払金額・住宅借入金特別控除過納額、居住開始年月日等の記入漏れがないようご注意ください。(※地方税法第317条の6に基づき報告義務があります)

提出場所：久米島町役場 税務課
提出書類：総括表、給与支払報告書(個人明細書)
早めの提出にご協力よろしくお願います。
お問い合わせ 税務課町民税班 ☎985-7127